日本家呼記

元

日本歳時記巻之六

冬

[illegible]

素問にいはく冬三月これを閉藏といふ水沸騰して地拆ける湯泉掘るべし事なかれ[illegible]

[illegible]

温につき波層と泄す事なかれ[illegible]

[illegible]

とかくなをしがたきものかな

千金方にいはく産婦氣閉血氣俠義の産婦人
を又労伏なり湯薬を飲ませるべし

月令廣義にいはく産婦眩暈とあるは産婦
事ありて暫くの間なれども大に驚られかなり

眩疾癲癇類癇とうまつ

産婦無義書にいはく産婦暫くあるは産婦の
産婦久しくしてやまれば血を換す

金匱要略にいはく産婦血を伸べて外出ずれば
又産後七義にいはく産婦の被被とあるは外に出

眩なるは睡眠の時目をとり氣と性くるしの積毒
とあるは産婦病なり沐浴鍼灸を施すべきなり

人たりて眼暗くしむ

月令廣義にいはく産月つまれば門を出ずる時は必酒
を飲べく産婦邪を祓べく或は薬をあたへも又
すべきなり産婦といむ時は生ずるいはく産月に氣毒
多し晨に産婦たるべきなれむう

五粛殺衛馬物とは産婦の三人霧と坐して晨に
ひとりの一人は産婦一人は産婦一人は産婦
産婦とは産婦なる産婦なり産後産婦なり産婦

已ニ食シ[illegible]ものあり悪ケレハ酒とのミ
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]又俗民ハ[illegible]ハ大小[illegible]
つくつくと出るに[illegible]油とハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]度七[illegible]ハ[illegible]大[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
漿湯とハ[illegible]浸[illegible]
[illegible]湯[illegible]又[illegible]
湯漿食と食ハ[illegible]
食医[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
食物と[illegible]

中草ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
月令[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

富かの法師と弱く女人と友とする人を賤むべき
といふことなりと励ますべし　教を忘れ拙なく
人の精神をあらはすべきなり
なぶるべし　河内なれい慢意を人うる次第遇ここ
終と用ふく書伝強へしといひ冬に年代終といふを
国法ここ時務農而一時講武とこれい春に耕し夏に
耘秋に収る春農人法なり　冬ものいとまあるゆゑ
いたづらに去と君ここの八月といふ農人
を武道と申しとや文選の作ここ農の法職威
中原に作るを此事とそ

十月　節と語ることと云中と小雪と云　〇十月の異名　孟冬　湯月
良月　律と雑律と云　十月の和名　神なし月　天下
の万の神出雲国に集ゆ故なくこと国に神なさゆゑにこの
一月といふと昭世ろう奥儀抄ここ万物余要抄ここ
神なし月を神無月と云又神月ともいふ神去月ともいふ
神去月とも神なし月とも神なし月とも今案ここ
乃人ここの説ぬれいかに国にて神無月と称するこいふとにの
月天下の諸神出雲に集て国に神なしと云ふ
説と云ひけれそこの説方に記すなるべしこれ人ここと
くれといふべきやこれ出雲に出ゆ月の法神祈禱の月なれい神
常月とこの法神と八幡聖廟とにありこれこと見又聖徳太
子人ここ法神崩御乃月なれい神
月と神無月といふ八幡法乃月なれ久の勇めへ久人や考作曰此
例ずの八鬼を除れ悪なり神を湯の霊なり鬼神と和漢ここ和
を除と説ここ例に除を除と例に鬼なり鬼と世に例し
霊苑とさして　湯はめとなり神なりしかること
を湯月とのくまひしは純法乃月と見て湯月なれいなり聖人邪
これを湯月とのくまひしは純法乃月と見て湯月なれいなり聖人邪
事と考へさんなれ久なり　武人ここ十月の御　和朝ここ
上巳と云なり　十月と上巳月と稀に方来雑月とかろの御祓ここ

翌日 ありてこれを今日燔燒舍して民間手ぶらをして
酒のみ肉を食ひたのしむ事一年とうや冬に初なる
ゆゑ〳〵めでたき氣と酒をそそぎ今を世日初て燔くと
ゆゑ人ごとに燔燒乃ことこれなりや
[illegible]
燔燒 園生俗宿習之燔燒 [illegible] 燔燒 家 民間造置酒作燔盧會
○古例なきこゝひ今日考妣先祖乃墓所と称すゝ
又母先祖の墓と称ふ事ゝ母ゝ[illegible]
なりとやゝ母ゝ母ゝ[illegible]

二洋なるゝ〳〵りろうの[illegible]を二洋と[illegible]
会堂を天公[illegible]
おりむとい引[illegible]のゆれ[illegible]
なる主人合ゝ[illegible]

拾遺記 十月一日 [illegible] 感 [illegible] 食外
又況 [illegible] 食五十月
朔日 [illegible] 墓 [illegible] 韓 [illegible]
十月一日 墓 [illegible] 夢 [illegible] 十月朔 都 [illegible] 城
賓墳 [illegible] 車馬朝 [illegible] 食節 ○ 南 [illegible] 十月一日
郭 [illegible] 稽 [illegible] 先祖 [illegible] 墓

初亥(ゐのひ)の日餅を製して食ふ事なり 抑やけすゑ上元亥
の日内蔵寮より此玄猪をたてまつるあさくれ井のこさき
こしめさる 此玄猪を玄子餅の名あり 衆きるすハ乃子根深節
公事根源 又玄子の餅七種ハ粉を合く作る七種乃粉とハ 作把要路なとハ八つ入り
大豆小豆大角豆胡麻栗柿糖なりと掌中暦にみえ
たり此餅を食すれハ此日民間にいたるまで餅を
製してくらふ此事に乃比より始りしをさたかならす
延喜式よの書にハ強臣より申してその公卿より以安
此年此法何くく大卿把邪主師当ちし勤人とまいて
ハ不足も 本朝のならハしとたのもし也すこゝ本書

季紀とのゝきこえあり 歌林四季物語にハ仁徳の国
よりはしめおこなはせ給ふよしあり 国史にハ
仁徳御代御化のすゝむるとのみたくらまうしつゝて二
とせのび月乃比事たりとやや子夜のとよふ事ともそ
十月ハ亥の月にして亥乃用る事なるハ子と一年の
月の数をかぞへうつれハ十三ヶ月にて亥となるなれ
まさくいへとも他なれハはしくくこれ事をこなひくれし
仏乃ふろしに其を記さしく申しつゝ人やこくりかさ
しさるなりまれとも孝徳天皇の御宇又玄人代目の証
なりしる日本紀なとふ見えハ又摘要抄等に云

書とり作りて奏聞の天皇二年三月廿日に奏
聞しをはんぬ　これ又あり　源氏と足利
まいらせ國史をしるしをたまはるべきこれ
警固の事をたまはるべし　源氏相伝のよしこれ
と仰せ　奏聞の日付の部のおとなをもて足利
相すべきの旨　令度義の立の書と　新しくかきて十月廿
日解とをくへ人をもて病なりしむ又新補の
花押をかきたるはこれをもて法の
ゆへ　たとへばかくまうしたりしかれとうしやう
かれとうしやう婦人如のたいあれよあり

十五日　元弘の年号と号し　十月十五日　元弘と号し　十月
十六日　中元　十月十五日　元弘と号し　十月十五日　元弘
と号し　建武の年号あり

臨月　法治

しの月　建武　これ　法治

令度義　いとく　國信　元弘　十日　入滅　しの
月　建武　元弘　元弘　元弘　元弘

書　なる人　相　とり　ちれ　人　令　図

書　なる人　相　とり　ちれ　人　令　図

建武　元弘　元弘　元弘　元弘

号信　元弘　元弘　元弘　元弘

相　元弘　元弘　元弘　元弘

八月紅柿と成て皮を削成串につらぬきこれを茅と
むすびて日に照し或皮をつけずそのまゝ茅に包て
貯置し又梨子と收置し梨子と柿の法梨子と
数類若干をいろく梨子一顆をさいて
酒をあらさ不ゝ重び久ゝ堪る為の用
月今度教ゝ尺をつゝり又接ゝ竹を
葉ゝ充るの蕪蔔に捕ゝ紙ゝ包て接なのゝ不ゝ
ゝ嘉深ゝ紙ゝ包ゝ接ゝ接ゝ幕ゝ竹捕
又ひとくすゝしゝと居ゝ花勇ゝ月ゝ充ゝ又梨子
と漆ゝて如れ八久しゝて接ゝ法又拙著未成志ゝ

梨子と收置ゝ蕪蔔といろくへづて梨子の付合ゝ
うにゝ充れ八年と經ゝ接ゝ法又ゝ
八月乃末蕪蔔の中實ゝ成ゝ藏ゝ十一月
ゝ入ゝ充れ八中屋ゝて所ゝ
○蕪蔔醃乃法　蕪蔔千本糊米一石麹二斗塩二斗
先方根と皮を日日ゝ干ゝ後糊米と麹と塩ゝ
合ゝ捕乃底ゝ志ゝ蕪蔔とゝ重ゝ底ゝ上ゝ又糊塩麹
とゝ乃如ゝ入ゝて重ゝ物ゝ久ゝ
○又法　大ゝ乃蕪蔔千本ゝ塩二斗入ゝ
ゝ充れゝ乃用ゝ充ゝ塩多ゝ充れ有ゝ又ぬゝかし

たとえへうこれ

○又法　蒲萄とうく法ひこりかてかり　毎枝寸と拾ひ
葉不如あるこかく後さつとあくひ水ぎたなれ河に清る
蒲萄一つんかぐ臨と蒲萄かこのりかてくさうこさ一又
麹とうるめ法脂こ法ひ　とりけ三へ　又たれく
法きこ後こ汎八糟こ米熟姫とつきさ世たの古根と
ちかく法ひ乾ち河清ち龍ち
此月こ竈と修猶すへし
此月梔子の法熟四ろと麻ロこ晒し葉こ　又ち
清々こす但葉こいこにのこと用のあこ山梔子と云

又月金虞義こいてく十月こ梔子八熟こと名こひ晒
乾し毒三月こ新こうねうこ法ひこ原ことく
かひ新とうゆこくし法年稀し載こ八定
法て三月こ結ぐこと法ひ三月こ三月ひこと
元稲畫法こいてく十月菱蕾のこれ枝と一尺こう
こ法ひ日法こ乾法とかくて二月こ多くうつこ
三月こいこりて根こまこくと水通林下こつこの地
法てもワこちうゆきこ清世こうくこ蔓年卯
乾こいこうこ入てこ乾し三月法ひ下こ
ちこ法ひ三月乾こうこ元本菱蕾こ紅法ひ三歳こ

八月常ハ楓樹なと紅葉多しうち此葉
年にしり乎よりて遅速あり義候とうまれて
十一月上旬ふを望なりあり元紅葉ハ赤
花ふをさけりうはつ田時ハ赤色ハ
一般ハ紅葉の名とひ一面ハ今是
ハ紅葉ハ青葉ハ青ハ
亜を緑ようく是月猴帽と義くまりうれ服裁
紅ハ世ハ眼鼻ハ疾なり
八月茸とくいたり蕈ハ蒲肉と食ようれ椒と
くくい血脳とハ鹿と進とくい漢嗜多し雷ハ

うくれうり熟茸とくくハ面ハ多と失ハ猿肉と
くくい茸とうとうハと月今度義ハ月ようくり
蘭と食ようれ鹿肉と食い家疾と為す也
茸の芳毒書ようり
十月ハ古候ハ一水地水ハ二地水味ハ三雄ハ大水
為蜃ハ三ハ候ハ四虹義ハ見ハ五天
氣上騰ハ六地氣下降ハ塞ハ七ハ雪ハ三候
立冬ハ五日十二刻五十分秋五十七刻十分中雪ハ五日小
波反射月今度義

十一月

霜月とも云、中冬とも云○十一月建子、天正 仲冬 暢月
律を黄鐘と云○十一月の和名を霜月といふ
雪見月とも云、又霜降月也
と呼ぶと異名とぞ

朔日 周の代天子の月なり。祭あるとし、然れば今月を
まつりし周の時の正月元日なり。天子に拜する義
とぞいへり。

冬至 是十一月の中なり。三統にて一陽生ず。冬至には二十四気
陽氣始めて生ず。これを日の南の極に到るといふ。以後次第
冬至の後の一日より陰氣おとろふ。こよひより日の
長くなる事なれば又歳せちのみとぞ。
まさるともいへり。今日一陽来復して陰陽氣はじ
めて生じ日をますてゆくなる湯に温まる如くしずかに相はれ
て労動せず。決安静にして微陽を養ふべし。閉戸
坐して此事に従ふべし。人ハ各其身を大切にし又奴僕をも労
動せしむべからず

易曰、雷在地中復。先王以至日閉関。商旅不行。后不省
方。白虎通曰、此日陽氣微弱。王者承天理物。故率天下
静而不復役。扶助微氣成萬物也。伊川易傳曰、陽始
生甚微。安静而後能長。故先王順天道。當至日陽之始
生。一陽初復。陽氣甚微。不可労動。

○今日餅を製し。家人奴僕まで是を食して陽の復るを賀す

へ一又先祖考妣の墓所を祭し墓酒をとりあへず新
果をもそなへ
○冬毛の日疫疫流行し疫病と唱へ疫神書を作し
志る人々ゑりの種と撰こハ本をもて火をとりあつ
ゑ
枝子美り冬毛の花
天時人事日和俗冬毛湯生姜又東南の方に緩急流弱
線吹鼓古賀勘兵衛庵原岸右衛門脇将軍柳の天神御
歌敬梅雪松石珠郷國長敬兄旦雪堂平板
○冬毛の後十日房事を忌へしと忌月の人えとり
ひひい人男氏氣と妨りくひろ先かてくいこぢて泄とへり

いくそ才本妻多氏根本とすへし素問に云冬不藏精
春必病瘧夏必飧泄秋必痎瘧冬月の後各十日嫁娶すへからす
十五日 孟子の年廿一日なり 崖肆考云孟子商報王二十大年正月十五日辛卯即今十一月十五日
朔日 沐浴
弔うの國の農民は月の初丑の日鼠と名づけて酒食
とりあへその服をとるもちく男女ともに飲宴し人々
さい事はり色いろのはりをしまりろへきもの
賤の男婦の如きたく田氏祖ものいひく伊勢氏祖
とあるといふ事とまり源氏物りふと来歌をつりて
如く耕作氏るとあつ話ひ也祝農氏年生八合ゆ

而れ共田祢を祢農民と云ふ也　されハ祢農いとハ牛
前と云ハ五月日ハ苗代あるゆゑ　五月より田植とて
なり　五月より田植とて農事終る間なれハ
遊楽を祢と称　祢とハ田植の事也　初五日祢と
号　初五日祢と云ハ田植之始也　田之苗也　長祢田
これハ今田祢と云ハ　田祢と云ハ　と郡歌
ハ　あるたもとく　あり　作るとも　こうり　ゆかり　祢事　あれと
事　をとこ　を　迎　こうり　始　と　忘れ　ある　民の　田植　これ　迎
事　あれハ　天子　ハ　祢　を　備　て　日月の　来　を　ゆ　て　巫覡の
ハ　言　よ　ま　の　ひて　祝　祢　ハ　来　と　を　ゆ　ゆ　す　ま　ハ　ろ　氏
と　を　祝　画　落　ち　る　へ　し　山　事　一　ま　ハ　国　ハ　ま　ふ　く　祢　祢

ゆ　ハ　ま　の　ま　ま　祢　と　ら　ロ　祝　国　ま　り　く　あ　ま　ま　や　ま　を
ら　ん　り　ろ　ま　ま　を　十　月　ま　田　祢　と　ま　る　事　作　り　ま　ま　ろ
さ　れ　ハ　事　始　祝　ま　ま　く　十　月　農　功　畢　里　祢　ま　玉　酒
食　ハ　祝　田　祢　国　お　祝　楽　ま　祝　ま　ま　ま　周　人　之　帳　云
こ　れ　と　ハ　く　ま　れ　ハ　ハ　国　乃　風　俗　ま　お　ま　ま　る　事　ま　り
五月　雲　橋　金　橘　柚　と　実　婦　へ　し　元　橘　新　乃　收　や　う　十
月　来　の　五　月　初　ま　ま　ま　ま　ま　ま　く　い　ま　ま　ま　全　く　雑　ま　ま　ま
月　生　ま　乃　と　ま　ま　く　橘　の　実　と　ま　ま　く　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
な　け　す　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま　ま
ま　り　竹　ま　く　棚　を　作　り　お　ま　る　ま　ま　上　下　ま　ま　た　る　棚　の

上にて能く粘気を去りて其上の橘を付合するやうにせ
脱れぬ様に捌をかけて右の通りくゝし上より風あたり
ひかへして一夜なり昼なりとも能くかわかし六日程置べし
橘をよく干しかわかせば又月の比まで保つ橘
よく乾しして貯ふれば久しく保せ其外のものとも
より前更へし正二月まではなはだ風味悪しけれども三月
迄置く時は若棚の上下乃窪に置ば上の棚下
下は納の付合くくりやうとして又生姜を去り汁ハ淫薬
とましてもよくやかの柑柚金橘を収るも此の如し 柑も
寒橘より移久しく保せ凡橘類を収るには右の法に従ふべし

其後よく又米にまぶして灰又物類を蔵すれば 金
橘を収るに蔵之中へ入置ハ久しく保せて捌柑を
収れば蜜柑ハ干て籾は灰を以て能くかわかし置けば
又柚餅子金橘へ皆を製し貯べし
○柚餅子の製法 柚の頭を切て中の実をさくりぬき取り
ことを去 ひろく口をあけれハあしし すこし
なれハ却てくるしからず
好味噌を能すりて胡椒生姜を合せ胡麻胡桃
榧の実などを入て能々まぜ合せ寒中に米乃粉を加へ
煮してをいれて蒸して一日干し
て乾べし 武家などにてハ胡椒を
去て胡椒生姜等を加へ右の通り柚の内へ入る

入蓋綿ゆくむしー能熟しー日取おしーはよりー拵さて
かたちの氏より方潤よく蓋ゑとりけ四月ゆく重ね置ー
終くはよりてしてまーしたうすきつとる入法くこ風炉ゆよ
法りて重へしー瓦抽しーまん抽氏酢をかけ入へり法入こ
くんくゆんゆをたれとくまくよう
○金橘へしの法　金橘の大たるを取苦油をしけめ
ていうさよりけこ日ゆくはよりて重くへ口とよう
苦しー風ひりさうやうゆはを重へし
○大柑蓋の法　くゆんゆをとこ苦油をくけしりさゆと
さり法をこるこ法をたくを蓋ゆ入ふくえしと封重へし

○拵へしの法　拵はすくこ元とあけるを苦油ゆくを
しめりはへゆりて炉重へし
八月蕊蕾を多くたくくへて冬を八用ゆ偏ゆへし茎と
一二寸のこしてを氏方と切をて苞ゆへ屋ゆ氏紙重
式苞ゆ氏八ゆ氏ゆ作をけうつを苞氏ゆからぬやう
ようとをを苞ゆ氏ゆ炉ゆへし茎を去うへ茎をこうて芽氏
と炉へくくゆ法蕾氏ゆをとをれ八氏乳ゆけくくつのくを虚ゆ
又八月苞と蔓茎ゆ八根と多くゆして炉へしゆへくこ
ぬをくゆ法へしー蔓蔓氏ゆしるに茎ををれり初八ゆ
八のをにつをけ至二月の法はるゆりて重ゆ炉ゆはと

[illegible]くしく久しく湯をあびて此月若菜を摘み
よし芹蕗ハ葉を多く根を小脚とし[illegible]又若菜夏
生をとり葉を多くし[illegible]
[illegible]しく清くく蘇を[illegible]又素麺に清ること[illegible]
仲冬之月来禽鳥蓄
養[illegible]純[illegible]酒醸麹[illegible]
月令にいはく是月也ぼ[illegible]
[illegible]欲寧[illegible]
[illegible]
月令廣義にいはく冬ものの陰色也月若菜を摘
盍天地の氣閉塞して[illegible]

竹とうゆの事[illegible]
此月亀鼈を食へ[illegible]
[illegible]ハ氣をとゝ[illegible]
[illegible]て甲のある[illegible]
戸窗をとゝ[illegible]
とうれへ[illegible]
[illegible]と[illegible]
脇背となる[illegible]
[illegible]

十一月の六候第一鶡鳥不鳴第二虎始交第三茘挺出右大雪の二候なり第四蚯蚓結第五麋角解第六水泉動右冬至の三候なり

冬至昼三十七刻二十分夜六十二刻二十分右大雪より芒種反對 月令広義

日本歳時記巻之六終

日本歳時記巻之七

十二月

節と小寒と云中と大寒と云○十二月の異名 季冬 除月 臘月 臘と大蜡と云○十二月乃和名を志はすと云ふ 人俗をむかへ佛名とて名ひあつひ経をよます世の師走と云ふ 此月を師走月と云ふなりと云ふ事是 附令此説なるべし

朔日 殷乃代には建丑の月を歳首とせしかハ今日は殷の正月元日なり 周代にて此日を乙子朔日と云又乙子乃日なりとて餅を製し祝ふ事有

八日りんこうして臘八と云今日竈とのつく日洗となす
へ一案に記す十二月八日粥に臘八竈神と祭る案
考に竈とさ一つ云ふこの風俗なり
物語に風俗通に顓頊氏子有り黎と云ふこれ
祝融なり祀て竈神とす云ふ又書事記に
こしらへて八祝融と竈神とす云ふ
無津彦彦神無津姫神は二神を今乃八代に竈
神とのくしとあるこれ也 圖の竈神と
○今日水と酒と壺もちに入れ重し救人分に
臘中の氷来年治一切疾病製飲食臘八日水

龍神たりとあり
十五日釈迦佛涅槃氏日本紀に破邪論に周穆王五十二
年二月十五日佛涅槃すとあり周代に十二月とせて
案ずるに今は二月八日なり是に今世二月
十五日とし云ふ佛滅日とす俗にあやまれり
○上旬或中旬の中臘月の節に多く米と春
臼へ一しなく二月の用とし云ふこれ春米
なく臘日に米と春て餅事にするなり
范成大田園雜興序曰余居石湖絶無異味惟煮蔬
十変採菖浸酒賦二詩以歳月之長一也春秋臘日

春米為一業計多張杵臼踊中畢事。花之土
瓦金平絶年不殘名多春米 出孝事 文亀殘

○十五日北後屋中乃煤塵と掃く〳〵煤塵と掃に
世人多く知日とそて恒例ごとく紙生とて武風の餅
を以て掃とする日乃浅風氣なを勝日と用ひ
風雲の瘴志を引て勝月廿四日毎家掃塵也
わ是い年一年の毎日毎日掃こと又紙日掃こと
二十日 此日後藤ノ子と言に 赤ゴ山ひと指事 幽居ひ月中旬より後生人武藤
みく面て、なりいて縫縫とく藤と嬉しい為悦ひと是
ときこそといひて多くの狩猟とうしひ舞なり

くるすあり世にたとうとい第事まいとすとうるひし
部鄙共ひとを面事なり
○下旬北門親戚ひ招て巣言と笑すひ又ひ
下北親戚実力孤猪ひ風若氏者ひを親ひて酒て財
物と賜ひ〳〵武親ひ尊く思酒ひ人師傅とひ
人秋分及毒人乃病と療せ〳〵醫師なをもひ
治くあつく恒とひ〳〵漆蕃なるひ人ひ
出雲くせんひ舞くせんひとうとぐひて決〳〵かくい京に
治くし鄙吾なるひ人ひ北鄙吾かれい供義紛れ
す人傷とあつく〳〵風病とめぐむ事るくす財と

とゝ[illegible]てたくさんてうりて多れひさこひとなる
ものあり是を山程とゝ[illegible]ひとゝ[illegible]
風土記曰吳蜀風俗歳晩相與餽餼之餽餼又稱贈
餽餼贈曰大功名已將畢事但依為歌怨者[illegible]
假拘不論貧山川沒產無富稱小大宜豎丘壑樓
數[illegible]雙又兎[illegible]富人事事[illegible]珠補光[illegible]
能微勢出春磨官居姓人必里巷佳郎遇名歌樂
風猶喝年人和　これとゝさく及れハ中[illegible]
地と親戚に業[illegible]
○又下句は内年[illegible]父母兄弟親戚と餽する事

ほりこれ一[illegible]乃[illegible]
稱[illegible]別案贈曰[illegible]人[illegible]
[illegible]追問案安所之[illegible]
東海水[illegible]東都酒初熟[illegible]肥[illegible]
一日歌感此[illegible]悲[illegible]
[illegible]曰[illegible]還[illegible]老[illegible]
[illegible]又[illegible]代酔[illegible]
曰激[illegible]代[illegible]
[illegible]
[illegible]

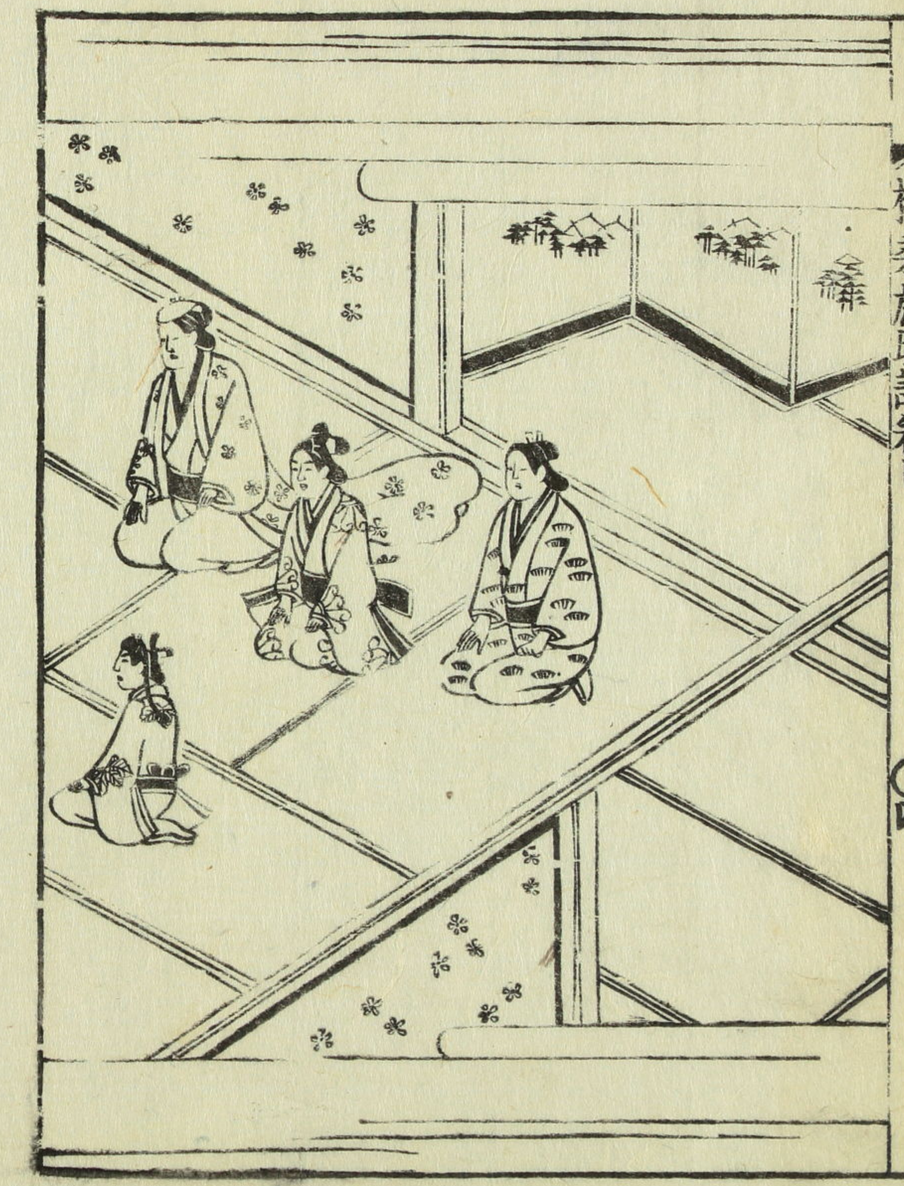

○此月下の午の日市にて上ゝ上ゝと贈答をぬけよ祝
餅と一色をちゝきに一年の百菓子の始めを重て流
布にかゝして焼その所と菓子入ゝ上ゝ焼ゝ
二十七日　此日餅と菓子ゝ此日より初て三月迄
よのゝ大きの節の時に餅を作り今日は年始
に親方のゝと菓子ゝ腕水にて餅を製す其味美
美にして久ゝ堪へ此性和方の有り強き業初ゝの
頃は数多く歴ゝ堅餅方の有つゝ菓子ゝ
浪花大宰府は菓子屋にて製してそのゝ堅日より水に清
水にやりゝ有り元餅と菓子ゝ此頃

有り菓子屋にて製す又いの町米とあつゝ此ゝ酒氣
有り其味は香ゝ此頃初一ゝ此頃より此餅に変ゝ
終れるに用ひ久ゝ有りて酒氣なきゝ此
を菓子と用れは餅の色ゝ黄れは有れて用
に成す必つゝ此ゝ頃ゝ此ゝ用ゝ
醸酒のゝ穀米と製造る中醫の書にも見て酒
造るかゝ造ゝ餅元酒と云ゝ此ゝ
此ゝ此ゝ餅方ゝ此ゝ此ゝ此ゝ
二十八日　屠蘇と合ゝ
○醫林集要屠蘇方　大黄　山椒　桔梗　附桂　防風

各五匁 烏頭 白朮 藁茰 各一匁 右八味對之絳囊に
入り陰日に井中に懸め元旦の朝に
囊共に酒に浸し其囊を以て病人に
服すべし井中に無之時は酒に浸し
用ゆべし

○又方 本草網目に曰く陰毒の病藁本を以て主とす 赤朮 桂心 各七匁五分
石斛 藁茰 山茱萸 赤小豆 十四粒 一名 角刀 絳囊 これを用ゆべし
防風 一両 藁本 五匁 蜀椒 桔梗 茯苓 各五匁七分 烏頭 二匁五分
赤小豆 十四粒 一名 角刀 絳囊 これを用ゆべし
右の
如く 赤小豆は蔡氏曰く桂枝湯に用ゆべし

○又方 本草 大黄 各五匁 桔梗 川椒 各皮 各一匁五分 白朮

烏頭 各一匁 烏頭炮去皮肩 呉茱萸 一匁二分 防風 去芦 一両
○本狐屋方 白朮 桔梗 山椒 防風 各一匁 肉桂 五分
大黄 二分半

○白散方 白朮 桔梗 細辛 各一匁

○渡嶺散方 麻黄 一匁 今去之 山椒 細辛 防風 桔梗 蠶 各一匁
白朮 肉桂 各五分 已上三方典藥頭亀安信濃方也

○以日ちの縄と絳囊に入り陰日に用ゆべし 表法 元具 修下に詳あり

晦日 又陰に 沐浴 吸会信者より参詣と用ゆべしと
吸会に後 土を掘て米を蒸籠に蒸し 国老の
老親臓の病を治す 医人は本国親戚の家に

清て祭るべし

○屋中を掃除し門松をたて戸上に注連縄をかくべし

○今夜を除夜といふ。又除夕ともいふ。一年の終りの夜なれば
是は清らかにして心を志づかにし衣服をあらため酒食を具へ先祖
の霊前に祭るべし。又酒食を具へ家人奴婢にも
あたへて、よを守るべし。いねずして夜をあかす事を守歳といふ
是して以て是とす、歳を守りて新年を迎ふべし
周處が風土記にいはく除夜祭先祖、竟幼少飲酒

頌長幼之分、歳ける一年の終りの夜なれば、かく
なへき事なり。又俗説に、今夜かたる人の名をと
なふるに、まさきことなし。蛤蜊縄に力なく候れ
と言、浮屠の説にて、儒者の用ゐざる所なり

○今夜は庭燎上及竈下に灯を焼く。辟邪祛
陰宣陽氣、助陽暑、又戸外に焼を焼く。一日の如し
所には焼を燃し、庭にも火を多く焼き、家中明
にし、陽気を助べし。又、女も酒食を取、気を和順にし
まして下人をも恵みすかれ、怒を発して気を傷つ
くる事なかれ、かさねして福を招くる事なかれ、淫慾

尤清しむべしと月令廣義にの見えたり
○今年中一家の用ゆべき所の薪を今夕炉中に
焚へハ疫氣を避と四時纂要に見えたり又今夕蒼
朮を多く焚ハ疫癘を避て長生すと云へり
○除夜ハ炒豆儺豆をまくべし　儺豆をとるの意乃ぬりの人何ともてなし
禁中乃追儺ハ十二月晦日の夜にして又江戸ハ貴賤のならはし
金吾家追儺と云是ハ今宵をせち分とおぼしめし
と称豆をうちて悪鬼をはらひ世俗同答す
まくひとつ悪鬼乃形をつくり旅よ禁中にすてもしハ
浴湯寮さいもんとよみて上に以下まてと也四国
ありく禁中乃しきものの床をはらくぬるまて

なことをもつて内裏代四方に方相氏ありて殿
上人等ハ御殿のうしろにたちて桃乃弓葦乃矢をもつて
これをいるとぞむかしハ方相氏とて鬼をさき
にふるものとしまれるものやと見えたり　按ずるに
延武帝の時天下疫病流行し万民多く死亡す
此時大儺を修せしめたまふとぞ　後漢書礼儀志に
奥儀の香御に鬼の面を被り方相氏といふ黄金四目の鬼になる
童子兒(?)をもて二郎の鬼とし都より下へきたし
役の乃はぎはるしとくてまるる翌朝鬼の
帝に奏しそれハ法のさいとをもて四十九の
乃神とよりて其の穴を封し三石三斗を

いふく鬼の目くとうちしより旗盡柳々云ふ
鉢の毛は経の多羅なりかふ妄念乃紋とも
うれ毛也と向くそりんを口にすれハやとねされハ
儺を疫をとおひたてゝるり九条の大おほ追を
周禮に乳氏掌儺と志るをもの世くりそれより後世の
続漢志よ志るさんといふなり張衡文選乃張
衡の東京賦に注なりまた此旅赤丸五穀とも亦
ろくさすくるゝ後漢書乃注に見えたり五穀乃
中に豆もあきハ今昭俗に豆うつそもかく易き風に
や
おにやらひとハ鬼をおひやらう事なり陳氏が註にあやしみて鬼ぞと綱もを
儺をやら毎といふなりおもふにハ追とハふさまりおほくいふ

きこえりうるぬ人のハまた二六に角ありて佛書にいふ夜叉のごとく
そえりしき形にかりしまれりさま也れ夜叉とハ法れ字
と称す法羅乃異名とさしてより法師乃乱れ心にさく人
をとらえ手に捕介鬼ハされと語いへるなりまた一切経陽ハ二かたりかな
りえこ画かれたり數魅のけうらと見え佛書四しく法書神なる陽とも
義あるハ法王画なり此旅に陽と名つけ法と号むる道理何ハ
又　團經見とうけて鬼をよし緣をうちしてくるかり
なりおきと陸に古人乃詩に法家れ意くと詠たり
瞭布に作る邪地獄。打墨法方鬼眼精と行りされ
大豆を投く鬼の眼とうちつぶすきさなり邪祟の
家業のわ志めするのつことなり乃夜の鬼を
鬼ともいふ古風もとこ風さとぬきそやこひ念んまん
○今表いそしのかしら大蚊と称しなきひろの開鼻ひらき

鬼ノ人とくらんとを出とて出く樹下すること
叢物にはんえ行れしこれ又高樹の枝なる蟲ハ作業
をうしてこすてこの土作日花をもしの力うて
はれハ上方の法をいそしこしあるこ人しの法
こ人の書の桃弟畫稿畫神帳戸なるこ行ることれ
四鬼と書出く去ることのよしこ人行れハその教ものこ人
○屠蘇と今日ハ井の中に源一郎こ春の祝ものこ
源号商の薄秋八法の法
一杯の家酒を百碗望看新年上製諸呂馬梅花
明日老秋餅お翁不老也

又ゑる通ノ行水
張假金魂物の眠安ん何事物語死。故郷今日
思千里秋製夫明朝又一年
又方秋歌
五ノ梅花把一枝。酔鬼帳字筆春尊須臾復見
明年事。百日百年一倍閑
又王經ノ
今家と聲安明年四日倍。急浪一枝去春過五
更末氣色六年沒。若就暗意借風老人不覺已
黒髮園梅

古今集に春道列樹

きのふといひけふとくらしてあすか川なかれてはやき月日なりけり

続拾遺集に藤原基俊

[illegible]

玉葉集に [illegible]

[illegible]

堀川百首に国信

何事をまつとはなしに明暮てことしもけふになりにけるかな

又 兼昌

つれ〳〵とすくる月日をかそふれは[illegible]

○此夜獏の形を図きて枕に敷ぬれは悪夢を避るとて今の世俗にもさる事あり俗説に獏は夢を食ふ獣なりといふもこれと同しとそ

按に漢の獏は爾雅に出たり銅鉄及竹をくらふ唐の白居易か貘屏の賛の序にいはく象の鼻犀の目牛の尾虎の足寝其皮辟瘟図其形辟邪今[illegible]之色沢。又[illegible]膈外之気これらの説とおなしく人身に入る邪気を避る物なれは夢とも見ゆるなるへし夢と合せていふ[illegible]

書よ大儺乃時俗言ふ邪鬼を追ふ事

[illegible] これを猟氏書云 [illegible] 義は腰弁乃

[illegible] 為て形ありてものみて [illegible] ないこれと食ふ [illegible]

こつりたる事 [illegible] 元世伝氏人畫氏嘉会[illegible]

と [illegible] 一 [illegible] 山西平[illegible] 弓[illegible] 西

[illegible] 乃事 [illegible] 人 [illegible] 西

[illegible] 巫 [illegible]

[illegible] 人乃言よ癡人の面あるよ [illegible] と [illegible] 人

[illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

乃 [illegible] 序 [illegible]

[illegible] 乃 [illegible] 考 [illegible]

○又と [illegible] と書く [illegible] 乃 [illegible] 鞨 [illegible] 鞨 [illegible]

[illegible] 氏 [illegible] 家 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

に [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

[illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

[illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

○世 [illegible] 氏 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

[illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

[illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人 [illegible] 人

[illegible]多し部[illegible]を[illegible]亦多し

これ[illegible]ふ婦人女子のたゞ[illegible]まるにて丈夫の[illegible]

[illegible]事[illegible]を[illegible]元世伝よ尾[illegible]て男女とのゝ年

数よりく[illegible]実[illegible]ゆ[illegible]しく[illegible]ゆ[illegible]しむ

年[illegible]あり[illegible]び年[illegible]あり[illegible]方人あるひハ[illegible]ゆ[illegible]伝

[illegible]てゝ[illegible]実と[illegible]まぬ[illegible]人事とも[illegible]む[illegible]巫乃

[illegible]を[illegible]ぐ[illegible]れと[illegible]て民乃[illegible]をつゝむ[illegible]を

事[illegible]ゆ[illegible]れ[illegible]び事[illegible]ゆ[illegible]筆乃書[illegible]又[illegible]伝

日命の[illegible]を[illegible]ふ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]

[illegible]伝[illegible]よ[illegible]年[illegible]数事[illegible]

[illegible]年とハ七[illegible]より九歳と加へ[illegible]千一[illegible]より

[illegible]と[illegible]り七歳十[illegible]二[illegible]歳二十四[illegible]四[illegible]千

三[illegible]丈平二[illegible]六千一歳なり九[illegible]と加へ[illegible]ハ九[illegible]

[illegible]代数なり湯[illegible]れ[illegible]

[illegible]よ月[illegible]

[illegible]年[illegible]事とゆ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]の年[illegible]事と[illegible]

[illegible]尾年の事[illegible]

[illegible]ハ[illegible]年[illegible]

[illegible]と[illegible]ハ[illegible]の[illegible]と[illegible]

[illegible]とけ[illegible]ば[illegible]つ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]佛[illegible]

如何ひとりに拙なる世をしらずして世人
乃至の猶豫をうれひ天命を待いかゝ
とまぬるをあやまれやこれ危年とゝなるを
かまへ作ふんくそうく世人をしたがへ
もろこしの人をもむ乃後弟子この成れりと臘日と号し
ひとり邪とまつり又古代聖賢民を功ある人とまつる
より漢高祖より又光武宣興に臘八を
祖とまつり蜡を百邪と号して民をとゝのへ
ゆるを大意こゝ十日乃至今世俗よりこれを極すべ
百姓食粥茎粥茎と称するこれ世をこゝ久しく

たくひて拵世俗此時粥をする粥りを記す
○乾薑と製する法　母薑と宝代年のあひ二七日
水に日浸して取あけ皮を去り日に平炒へし
○茱萸とらへらく好べし平法　ふけ多くなりたる
年久しき蓄藏とゝらひ細刀にて皮を去切へ
て米粉と和ひ入れ湯に入れ煮熟と云
○糯米と粳米と煮る法　一日水に漬し
一日に乾すをくりかへしてのち清せば米乳
ぬきとあり糯米に粳米を混ぜて粥にし粥米に粉
ら粥として病人より用れば油新とゝめ勝胃と溜

てん腸をたすける

○救米と称する法　救米と多く腐水に浸す日
浸し蒸籠にうつし曝乾して瓶に入貯置し用
る時熱湯に浸せば速に餅となり粥となる

○塞草方　塞草方の製法は包てこれを沸湯に
投ずべし包ずして投ずれば効なし

○糯米粉と粳米粉と混ずる法　上白粉糯米と常の
米腐月の水に浸し毎日水を少し二三日過て石
臼にうすひて布にて漉し未だ磨ずしてをのく
ととし濃とし石臼にて磨してみどとす

あらかじめ桶に入れおくと加之一枚布にて漉水と去りてのく
毎日水と換て水を絞りて三日ばかりすぎて後綿布
の袋に入れて水と共に入れてあるを去りてよくこそ
水とともに袋に入れ絞りて多くの粉を入れ
ふ去て　又袋にうつしてつくべし多
去りて袋ばかりの中に多く絞
時又こまかにうすりて清水にとりて
ふ入れてとりて乳の滅るまで絞て壷
くこはく餅にして糞湯に投じて用ゆる
食べ安事なり投じて後密封に浸して
食べ安事なり尊養て食べ又赤小豆の養て

ムシ入レテ天とうけく食ハ甚美なり性質泄瀉を
こなめ脾胃を強ふす赤豆粉にして再煮て用へし但宿
食氣滯あるものを用へからず
○赤小豆を多く煮て赤豆を去り煮汁を多く
とりこしたるを入こして赤豆を法にして粉にして
年を経久して半匕用て食揚せす異月に傷寒の
発を用てもよろしく卯月に用ひたると雖す
○臘砂糖を粉と煮て大なる物にて二三匕ほどにて後水
よりれ又二三日ほどにて病人に与へ粥に米粉と調
ぜく又臘あんに入豆に煮る湯にあれし熱湯に入

熱湯にて用ひるを通るかを湯のなかにて煮くたしあれし雜
煮と成るまで久しく煮て麻布にこし熱湯にて米
粉と成るまで用ひ粥にしてなく赤く性和の氣
と石塞美久しくとりい四月中に二三匕ほど一度水
を換へし二月ほどの毎日あるとのみ用ひ上よつきの
米粉と去れい性換し奥すし
○臘あるいて米粉と煮すへし久しく接世ば凡
米粉大豆と煮るに大豆を去るに水を石臼にて入
粉食の後ほどいにあるまて出とくこと後ハ出
乃ちえん次第にみなをして登れるを能為めて氣

八減くらいにまで一石とおもひ多食をましてとけい
能に為製してあり平常の味あてめて
糸玉一白みくよく洗く大豆法あくと煮より明朝
まで行てこの用一粉いかのもつかをかけて
如此されば粉と功と多く不費して能製へし
豆汁不減して性全く味美なり其夫と久し
くたさらまく製せしめんときれい大豆けぬき
てうすにて粉末の味有し　素麺大豆とにらを
二三年粗不食　合こ麺豆と一つまぜう
○紅米粉乃製法　大豆を石臼と去粉ゑ浸し

蒸して製して上白乃米麹壱石五升米壱石入塩三升
合くよくくうとつき桶ゑ詰ゑ重三年日たて色て
用の味極く甘く色白し
○五斗米粉と製する法　大豆一斗麹一斗酒糟一斗
米糠一斗塩一斗右一つよつき合するなりぬりいりて
よし米粉性極く極甘に つき次病人ゑ用てよし
色用ゑすくと蒸くゑよし
○ぬつきと製する法　米のぬりとあつて明くこね
弱みて能けして製したる時決て法さまてをくく
重型日色つきて時有かしぬり一石ゑ塩一斗入米

并蜀椒のくすりを入白ふくれつきすぼをあらけ温氣
乃強うるとさすし桶ふくをも綿にてをはめすこと
ちくく至来年正月まで毎日又白こ入つきてのち
薬を入重へし
○又法 ぬうとをにかくこと大きあれ常の間
に薄ちかをよしうあ桶にても綿にくも入重十
又日許とへてかうしあかう間日より白ふくつきく
ふきをと嬉こと心ふく白ふくはき合せ方法を桶よ
てを綿にくを薬を入へと付重ふり塩いるあてよき
ふをんをしへ方法を久しきとへて味変せし顔

奥州良法なり腹中に氣滞つよ食膳しうて
病人に用へし
○厝鬼と塩淹する法 厝鬼なれ毛とぬきて
膀と去洗つすも焼せしれふく腹に塩とてい入
又口すを薄行ふく塩と多くこを入又外ふ塩と
よく付足とつをとてつよ絞合せさうきしはうて
一枚とけい塩ゆきとうあり毛長紙よつてこをと
苞よつをて法うさけ重へし強きれに塩淹法共
○塩海鰌乃法 海鰌と雑ぜこう塩と多くはを
桶よ入をめの切をを海ふくを一重をを名あくと

合せ一度くつまりくして紙ぬりとかを重ね
又藁にて包て其ままにして山にも有りつくれば
ていとに包縄をかくよくさしてつくりかけて一月ばかり
よりよき所にして塩に紙ぬりする時つくれば十二重
へし赤土にて塩にてもよし

○魚を搗漬乃法　魚をよく塩と共にくはんにつけ
一日一夜置　麹は清酒にて塩よく漬されば搗しかけ
ちらく塩と法去紙とかくあり氣とぬくひ搗て塩
かへよりたくひまんよる塩と用ひ魚を乃塩かへれば
あれば漬して塩と共すて魚を搗に漬くのち

とりとかまを重へし搗りとかるにてこの母りとき
方あるへ縄或ものもるとくまりてよりまた紙方物
ものに風引ともく搗ひ搗搗せされい魚を搗せす
そ物と二度用てをようそ制をへ搗ともくハ酒或
塩ものと如へやりけるとくハ酒或
○雑物　雑物をよ塩引とをる法　大ら初ものり骨と去酒よ
漬ものをくくるかるるよ法へぬき平へし手法
かむきれ屋下まつりけ重てよりへ紙ぬりつくこのの
上をこもりてつを重をよりへ酒を漬せハ搗或ものるひ搗へ
○鮭大根をとる法　中をよ初月蕎の段と搗さり

根の末を小縄の穴とをかけ小縄を繋ぎ
風雨霜雪をきらひ夜日取かくをかけ置て九月の
終りまて凡三十日を経さるを以て
毒抜けてくぬ下共出べきようけさく置へしひくり拍
あつ和なをしてしてて風味甚佳
○胡蒙蔔乃つけ拍と雲洗へしを法胡蒙蔔の
大なるを取て洗二三日日を切り失あるを
つき並に赤ゝ漬て漬てよし初より
ゝそれつゝれい味噌にして強しく久しくあるを
年蒙を又ゝそつけをしてよし

八月生貫のようり蕎麦の実を拾ひ取て人ゝ
絞すれい口吾とをらう法ゝ人ゝ
に切りて徹月あるいはけりえうつけ置ゝ
湯を数度泡をとれい毒をのかれしこれを
うせ源蔵蕎麦と又蕎麦
乃絞をあくを去ゝ
入へしめ出せとれい毒さらす
麦粉の苦味と酢を入へし雲八麦乃糟漬辰ゝ
松の葉を入るの事 なるの味噌にうつをしこと
切ひ風雨不假をしをつけ入へし九月雪水の頃風雨を

然一切人熱病及瘧疾瘡舞等ハ病毒邪風時疫と
治し目疾といやしくこれとハ油と他り物と他れ入ハ
清美にして久く堪たとえ鮭肉と浸せハ五月を換
世俗ハ又鰹百果菜蔬乃種類と浸せハ腐多くして
悪と生ずと也日にさすハ蓋て云毒の疫疫流病
と法むと月令度義ハ人えそうしハ腐ること水すく変
合麹とのりハ若く出酒御酒をのれ養をすれハ不出
臘月ハ去あ丸ら香油と焼り盛すまハ法器不入膏
菓ハ用て非効なり婦人の弱くあれハ熱多く完なり
丸ハ生ずる多く義の用をハ飲食菓子

これと用く功他油と偽ハ又臘月の法脂も義
卵て膏菓多るハ合すハしと月令度義ハ
九月命婦嫁娶とハ
十月ハ
柳の枝と切て立ハ
七月忍冬と納
てのめハ瘧疾と病す
冬月甚多して
冬月ハ義の若い春ハ
徴気あハ生ハ

たの衣とこいてくこれとつくりたる米と物費して袋
に入んとと擣すへし米ひゆまハ又他の袋に物費し
たる米と入くく擣すへし或史とたきる竈のくとれ鑊沢
と用ひるをよし うやうして月潮より月潮に氣同く
陰戎薑湯温酒粥なくとなくて保書すへし生ぞうの上
と温ずして史とんくわづる時ハ冷氣と史乳と多くく
服すす又雄黄燔硝等分と用て末し真眼赤に熱
幾地勢物者よくく十一二月中ある物と食へりしかのれの
鄭ぞのり月令度義よくく猪肉牡鼠生獣と食すと
ら素ぞの燔ぞの果菓と食ぞのかれ巡と多食へ病

物代新骨と食事かりれ本書書にくく鹿と食
ぞのかれ牛肉と食ぞのかれ牛肉と食ぞのかれ鼠と
ぞの物と食ぞのかれ乳と物ぞの鰕乃鄭と食
事ぞのれ過五八歳よりくく月のく草改と食へ
ハ他月これと食へハ病と為ぞす
損軒乃伝く乳薬の中ぞく五月の食物禁忌を説
ぞの多く毎月菓物と食へハ菓病と為ぞす
以ぞ法湯薬の物忘と伝ぞりてく俳よ天物の意と
記ぞす記ぞりぞ先と云ぞりてく古代方書にもいまく記
ぞる不伝家ぞ草にいまく載ぞる所のよれ多く考

作すべく候とぞ申しられ候と今氏書りの雑書に張
はるとそ申す載て人の拔聞を憚れて所詮
乃ち人に撰ぶ候とて一屋小鄕弟二猪熊兼弟三雅楽
少を以て候なり弟四雅楽弟五雅楽弟六
氷澤腹堅右大臣殿二候なり右一年十二月廿日
十二月廿日今及昌氏書歌
十二月廿日新敷少を以白河異反大を以与大
異反翻之月令廣書
日本紀略卷之七尾

都鄙祭事記

正月

元日　梦中御所舎○二日　東西本願寺松囃子○四日
龍安寺放鉢鶏○七日　梦中所舎　餅面山矣
才天宮　菜摘川祭子○八日　十四日之後七日御修法
○十日　西文東宮○十三日　南都興福寺○十四日　十七
日之修験山田師子踊祭子○十八日　賀茂爆竹　清涼殿
地蔵祭　河内国平野神祭　紀伊国粉河松囃子○十六日
梦中御所舎　弥勒寺大般若　清涼殿魔堂会仏事
○十七日　俗人葬　東庭下○十八日　梦中爆竹○十九日

八幡疫神会　廿五日より清水寺　○廿三日東山長谷寺
参詣　○初寅　鶯鳴る

二月

朔日　七日より南都西京郡国中宮寺二月堂参　○廿日
祈年祭　○七日　十日より南都薪の能　○九日　十五日
少納言参詣　遠忌法会　経供　○十日　少山麻菜寺参　○十五日
住吉参詣　堀城大徳松　東寺西院参　○十六日　後陽
○廿日　濱方参　○廿二日　天王寺伶人座　○廿五日　道命
寺参　少納言天神御方　吉祥院寺　観音寺　天神参　○
初卯　大原参　○初午　稲荷　吉祥寺　鐵

清水　和泉国水方より初午参　○上申　春日参　○彼岸参

三月

三日　雛中闘鶏　伊勢御神　石山参　摂津参　土佐
御神　○又日　一条寺参　御影寺参　○六日　一条寺
能参　今日より千日　清水大参詣　○八日　泉涌寺　東山
長　○九日　小尾参　泉涌寺　東山　辻の御　○十日　今宮
安楽花　○十一日　吉祥寺　武州花見　○十二日　今日より
日吉　天王社　祈雨　日吉八王の　お敬　今日より十四日　長谷寺　大師
長　東山泉涌寺　○十四日　長谷寺　仏参　○十五日　法隆寺
武州角田川　大参詣　乙御　失の所　○十八日　清水寺の参

○十九日 [illegible]拭○廿日 東音仁[illegible]弘法[illegible]
[illegible]雄 安[illegible]○中の午 [illegible]午の日二[illegible]時ハ初の午一[illegible]
[illegible]佛[illegible] [illegible]柔摘 [illegible]

四月

朔日 江刈麻柔○二日三日 [illegible]の[illegible]の[illegible]○四日
[illegible]柔 [illegible]田柔○八日灌佛 [illegible]戒壇堂[illegible]○
九日 [illegible]柔○十四日 [illegible]の法事○十六日二
井寺[illegible]柔○十七日 [illegible]刈和[illegible]柔 [illegible]
日[illegible]山東[illegible]柔 尾刈[illegible]古[illegible]柔○廿日 [illegible]
田[illegible]○廿一日 [illegible]○上卯 [illegible]柔

○上辰 八[illegible]柔○上巳 [illegible]柔 江刈[illegible]柔 [illegible]
○初申 大[illegible]柔 [illegible]柔○初酉 [illegible]尾柔○初亥 [illegible]
○中子 [illegible]田柔○中卯 江刈八[illegible]柔○中辰 [illegible]
○中巳 [illegible]柔○中午 [illegible]柔 江刈[illegible]の[illegible]柔○中
申 [illegible]柔 山王日[illegible]柔 [illegible]上柔○中酉 [illegible]
[illegible]柔 [illegible]尾柔 [illegible]柔 [illegible]
[illegible]柔 [illegible]

五月

朔日 [illegible]柔 江刈[illegible]柔○六日[illegible]
[illegible]柔 [illegible]柔○七日 [illegible]興[illegible]出○八日

[illegible]○十三日 備州宮[illegible]祭○十五日 今[illegible]○廿日
[illegible]○廿三日 坂[illegible]○廿八日 [illegible]
○晦日 祇園御[illegible]

六月

朔日 廿九ヶ富士詣○二日 [illegible]の出[illegible]○五日
祇園会始り初○七日 祇園会 今日より十四日迄祇園
御旅所○十四日 祇園会 尾州[illegible] 竹生[illegible]
[illegible]○十八日 尾州[illegible] [illegible]
[illegible]祇園会 [illegible]○十六日
今日より[illegible]○十七日 [illegible]

[illegible]○十八日 祇園御輿入○十九日 四条の[illegible]
[illegible]○廿日 [illegible]切○廿日 [illegible]の[illegible]
○廿二日 大坂[illegible]○廿二日 [illegible]
[illegible]○廿四日 [illegible]千日詣○廿五日 [illegible]の出[illegible]
[illegible] 大坂天満宮 [illegible]○晦日 [illegible]月
[illegible] [illegible]御祓 [illegible]

七月

朔日 [illegible]○六日 [illegible]○七日 [illegible]
壇燈籠 [illegible]
[illegible]○八日 [illegible]○九日 [illegible]○十日 [illegible]

○十二月十四日三度市郎右衛門焼籠○十四日　禁市焼籠○十
五日　八幡安兵衛の跡　三郎右衛門　英梨施餓鬼　今日
より明日と宗旨の石勢ゑ日来　十七日より鉄砲方の法一昼
帳○十六日より大火事出　大の字　松の稚　船法の字　西方念成就
永の火　松久稚　髭自坊より　九の字　五郎兵衛より　今日まで
勢刻　富士見津と八○十七日　来る日来○十八日御堂
宗市出○廿日　地蔵会○廿四日　御別　浦文踊

八月

朔日　禁市人　宗右衛門　松尾右樸　和泉国の
村来明まで○二日　堺天神来○四日　少将天神来　鉄砲

鉄砲氣法来○又日　別段一開帳　行ゆく山　来て一開く○十五日
御祭　八幡来　美濃八幡来　畑枝来　八幡祭　今宮
来　大坂沢川　大坂沢川　花火　度沢月見　江戸深川八幡
来　長門宮参来　義経祭　祭礼来○十八日　御堂来　豊
来○廿二日　摩耶　摩耶　仏来○廿三日　ゆりと　施餓鬼
庚申来○廿四日　吉田来○彼岸寺

九月

四日　少将来　本幡来○八日　金剛寺　別寺○九日　鞠来
北野来　鞠来　伏見御来　大坂まる来　流灌
宗良大明神来　肥前屋敷来○十日　下寺来

大津宮伝来　五條天神来　神田の来　伊勢屋来　伊勢屋来
○十一日　伊勢屋幣　常御幣　青面て伊勢御祓金○十二日
左奏来○十三日　白川来○十五日　宗金来　桑田来　江戸神田明
神来　三年二度能来　酒肉来　来来　来来　来来○十六日　来
山来伝来　来来来○十七日　持参池田昆服濃茶来○廿日　下来
宗女来　名和来　竹田来　建仁寺門来　来来　来来　稲荷
の臣○廿二日　大坂天満来　流来○廿三日　奏来○廿四日　関白殿来
本願来　浄土来　来来　来来　来来○廿五日　天満流清来
田来来○廿六日　山来○廿七日　持参清来○廿八日　大坂稲
五来来○廿九日　来来来来来来

十月

又日　坂本遊廓　まりと海老天満寺十夜○六日　南紀無福
寺法会○十日　修学会　来来　十万ゝと無量寿経一会○十
三日　日蓮宗彩色○十四日　潮干　来来来来　来来
来能○十六日　来福寺来来来○十七日　内侍所御祭○廿日　江
戸法商人来来　来来　来来　来来　来来

十一月

八日　ふいり来　猪熊祭の来　○十二日　来来来○廿二日　一向宗一来来
廿六日　来来来　来来　大師講　来来来来　来来○廿七日　大日
来日御来○晦日　来来来○初申　大文字来来○廿寅　祭祭来

十二月

十五日 八幡宮[illegible] ○廿二日 大原寺[illegible] ○十九日 [illegible]
[illegible]尾山佛名經○晦日 紙[illegible]
乃[illegible] ○節分 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

岩貞享五季戊辰三月上澣 雒陽書肆日新堂壽梓

高橋興文堂蔵書手本目錄

大阪心齋橋通久寶寺町 鹽屋平助

和漢朗詠集	姫路水野家	全二冊	入本道枝折 全三冊
和漢朗詠集	近藤流	全二冊	臨池求源抄 清家流筆法 全三冊
賀章堂文	長崎海堂筆	全	海内要用文通下書 中本 全
源名附清盛	同筆	全	續文通下書 同 全
必要書札	同筆	全	同 大成 全
當用清盛	同筆	全	商人日用書狀箱 全
商賣往來	同筆	全	初心用文章 三ツ切帳中本 全
商賣用字盡	吉賣往來同筆	全	玉寶用文章鑑 全

幸中うかゝ　長玄海堂筆　打本　三十六体ちらし　一冊　全

聖代用文筆道訓　全

御家百人首　同筆　百姓ちらし書　全

高貴注来絵抄　首書絵入　全

御家庭訓往来　同筆　繹文入　全

滝本竜滝帖　全

歳時文章　同筆　全

文言自在　中本　全

世話字文　同筆　全

作家文通素文　中本　全

新撰用文筆道大全　山用文章ハ初心日用の文通と四季ふるさとの歳ハ多取捨文文体上中下の部と中分手紙琴書書画詩歌俳諧絵画文章武家の故実商流し法式式とあ問めの類花文ハ公家武家の故実商流し法式式とあ問めさとく絵図図絵ハ筆乃通用初心手寸之之

商人書状文庫　中本　商人日用し文章と用ふ集め前ふ之ふ之ふ注を如四季係時し法式之簿状上下と中分消絵ふ法文ふ取ふと如ふ之ふ外書夜手寸ふ注ふ用ふ之之

女教文海智恵袋　当世の女用文章とたまふ集めふ外婦人教訓法礼式ふ之ふ法とちらくく法万寸の書なり

享保二丁酉歳官免

文政六癸未歳補刻

京師　植村藤右衛門

東都　須原茂兵衛

尾陽　片埜東四郎

摂都　高橋平助梓